

法第43条 建築等の許可申請書類一覧表

- ◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。
- ◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。
- ◎住民票はマイナンバーの記載のないものを添付してください。
- ◎図面に申請区域を赤枠で表示し、設計図には作成した者の記名をしてください。
- ◎申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。

法第43条
省令第34条
市規則第16条

申請書類・図面等		必須	☑	備考
申請書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設計申請書【省令様式第九】	○		
	申請手数料	○		申請書提出時に窓口で現金でお支払いください。 ※手数料は市HP参照
添付書類	委任状			担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。 (委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)
	建築理由書			自己の居住(業務)用の場合
	住民票(原本)			申請者が個人の場合
	法人の登記事項証明書(原本)			申請者が法人の場合
	既存建築物の開発行為等の許可通知書・建築確認済証(写し)			既存適法建築物の延べ面積の1.5倍を超える増改築の場合
	固定資産税台帳・名寄帳(原本)			用途の変更の場合
	建物の登記事項証明書(原本)			
	既存の権利を証する書類			政令第36条第1項第3号二の場合
	土地の登記事項証明書(原本)	○		インターネットのオンライン請求により取得したものは不可。
	土地使用承諾書			第三者の土地を使用する場合
	印鑑登録証明書(原本)			印は実印
	道路・水路等占用申請書等(写し)			該当する場合
	境界確定協議書・確認書	○		協議書(確認書)全ての写し、又は管理者の原本証明のあるものを添付する。民境界は不要。 申請区域が接道する部分を赤線で明示する。
	埋蔵文化財の取扱いに関する回答(写し)			生涯学習課:埋蔵文化財の取扱いについて(確認)
添付図面	敷地の位置図(1/10,000以上)	○		都市計画課:白井市都市計画図によるもの
	敷地の区域図(1/2,500以上)	○		都市計画課:白井市都市計画基本図(白図)によるもの
	連たん図(1/2,500以上)			建築物の連たんを確認することが必要な場合 40戸以上の連たんが確認できるもの。
	敷地の公図の写し(原本)(1/600以上)	○		
	敷地の求積図(1/500以上)	○		
	敷地の現況図(1/100以上)	○		地盤高、公共施設の位置及び形状、道路及び河川等の幅員等を表示する。
	敷地の断面図(1/100以上)	○		切盛りがない旨を記入する。申請地および隣接地の地盤高、土留めの種類、建物予定位置等を表示する。
	配置図(1/500以上)	○		道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種類、道路幅員、申請地及び隣接地の地盤高、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	給排水施設計画平面図(1/100以上)	○		給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路等を表示する。
	がけの断面図(1/50以上)			がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面保護の方法を表示する。
	擁壁の断面図(1/50以上)			擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置並びに設計に用いた土質定数等を表示する。 (ブロック積みの前後の地盤高低差は60cm以下とする。)
	擁壁構造図(縮尺任意)			構造計算書に地盤支持力の根拠を添付する。 ブロック構造図、既存擁壁等構造図も添付する。
	擁壁展開図(縮尺任意)			高さ1m以上の場合必須。 構造計算書も添付。
	各種構造図(1/50以上)	○		雨水浸透桝、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路施設、交通安全施設等の寸法・材料等を表示した構造図を添付する。
予定建築物の平面図・立面図(1/200以上)	○		敷地面積、建築物用途、構造及び規模(建面・床面)、建蔽率、容積率、最高の高さを表示する。立面図は2面以上	
建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)	○			